

障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）
指定候補者 募集要領

令和 7 年 1 月 24 日

この要領は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条の規定に基づき、神奈川県が県内の障害保健福祉圏域ごとに設置する障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）の運営主体を指定するにあたり、広く募集し、応募のあった指定候補者の中から総合的な審査により指定法人を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目 的

今般、横須賀・三浦障害保健福祉圏域の指定法人から令和 7 年 4 月以降の支援センター運営辞退の意向が示されたため、当該圏域を活動の区域とする支援センターの指定候補者を募集し、新たな指定法人を選定するもの。

2 当支援センターの業務

- (1) 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、支援センターが活動を行う地域の公共職業安定所、神奈川県の地域県政総合センター、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報提供、その他支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な助言を総合的に行うこと。
- (2) 事業所に依頼して行われる職業準備訓練や職場実習を支援対象障害者が受けることについてあっせんし、雇用の場を確保すること。
- (3) (1)、(2) のほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

3 活動の区域

横須賀・三浦障害保健福祉圏域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

4 募集条件

次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。
- (2) 支援センター事業を遂行するために必要な財政的な基盤を有すること。

- (3) 神奈川県横須賀・三浦障害保健福祉圏域において、障害者就業・生活支援センターを設置し、業務に必要な職員を配置できること。
- (4) 活動を行う地域の関係機関との連携が十分に可能と認められること。
- (5) 支援対象となる障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- (6) 支援対象障害者への基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設を確保していること。
- (7) 職業準備訓練及び職場実習を行うための協力事業所の確保の見通しがあること。
- (8) 職業準備訓練及び職場実習の修了者に対し雇用を確保する見通しがあること。
- (9) 地元自治体が積極的に支援センターの運営に関与、連携できること。
- (10) 運営主体となる法人が、法に定める法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。その他労働関係法令等に違反していないこと。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、神奈川県から入札参加資格を取り消されていないこと。
- (12) 神奈川県から指名停止期間中の者でないこと。
- (13) 神奈川県税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (14) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 応募方法等

(1) 提出書類

- ①障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）
企画提案書 兼 指定申請書（別紙様式）
- ②定款又は寄附行為（写し可）
- ③令和5年度収支決算書及び事業報告書
- ④令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書写し
（常用労働者40人以上の法人のみ）
- ⑤法人パンフレット等法人の概要が分かる資料
- ⑥応募資格の要件を満たす旨の宣誓書
- ⑦神奈川県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

(2) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(3) 受付期間

募集開始日から1月31日（金）までの平日午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送のいずれかとする。郵送の場合は、書留等により到着を確認できるように送付すること。

(5) 提出先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 5 階

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ

(6) 応募に関する質問

企画提案書作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

ア 受付期限

令和 7 年 1 月 28 日（火）午後 5 時まで

イ 質問様式

様式は任意としますが、以下の項目を明記してください。

- ・件名は「障害者就業・生活支援センター指定候補者募集に関する質問」としてください。
- ・質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載してください。
- ・質問の表題を本文の冒頭に記載してください。
- ・企画提案書の評価及び個別契約事項に係る質問には回答できません。

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX、雇用労政課問合せフォームのいずれかの方法により、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループまで提出してください。

エ 提出先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 5 階

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ

TEL 045-210-5871

FAX 045-210-8873

オ 回答方法

質問者に対して、電子メール又はFAXにより回答するとともに、公募ホームページにより質問及び回答を公開します。

カ 回答日

質問毎に随時回答

6 指定候補者の選定

応募者の企画提案を、「障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）指定候補者審査委員会」の各委員により、(2) の評価基準に照らし評価し、総合点が最高点となった者を新たな指定法人の候補者として選定します。

(1) 評価方法

応募者が2者以上の場合は、「障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）指定候補者審査委員会」において、各委員が、応募のあった指定候補者のプレゼンテーション（説明15分以内、質疑応答10分以内）及び応募書類を評価する。

なお、応募者が1者の場合は、審査会は開催せず、書面審査のみにおいて、評価する。

**【障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）
指定候補者審査委員会】**

開 催 日 令和7年2月4日（火）以降

開催場所 神奈川県庁内会議室

※日時及び開催場所は対象者あてに別途案内する。

（2）評価基準

別添の障害者就業・生活支援センター（横須賀・三浦障害保健福祉圏域）指定候補者評価基準表のとおりとします。

7 その他

- （1）業務提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書類は返却しない。
- （3）提出書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれていた場合には、失格になる場合がある。
- （4）提出された企画提案書類は、神奈川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象になる場合がある。